

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年3月14日

福岡法務局久留米支局 登記官 濱野康

記

| 手続番号           | 表題部所有者不明土地に係る所在事項   |
|----------------|---------------------|
| 2904-2023-0080 | 久留米市高良内町字鷹月3824番    |
| 2904-2023-0081 | 久留米市高良内町字鷹月3825番2   |
| 2904-2023-0082 | 久留米市高良内町字東ノ浦4017番12 |